

競争性を高める入札方式の 試行について

国土交通省大臣官房技術調査課長補佐

いわた よしゆき
岩田 美幸



背景

去る9月4日の第18回経済財政諮問会議において、扇国土交通大臣は公共事業コスト改革の推進を明らかにしました。この中では、工事の平準化のためのフレックス工期の導入や電子入札の前倒し

に加え、「入札時の競争性の向上」が明記されています。

また、9月21日に開催された第20回経済財政諮問会議で明らかにされた「改革工程表」の中には、社会資本整備の分野で入札契約制度に関し平成14年3月までに措置する事項として、公共投資関係省庁および総務省（実質的に地方自治体のこ

表 1 第20回経済財政諮問会議改革工程表（平成13年9月21日）（関係部分抜粋）

分野名	改革理念（考え方）		
社会資本整備	公共投資の硬直性を打破し、豊かな国民生活や力強い経済活動の基盤となる、効果の大きい社会資本整備を効率的に整備する仕組みを確立すること		
期限	具体的政策の内容	関係府省	
Ⅲ 10月以降に措置	14年3月までに措置		
	通常国会で措置		
	その他で措置	入札時における競争性の向上に向け、多様な入札契約方式の試行の拡大を図るとともに、その試行結果について評価を行う 不良不適格業者の排除や適正な施工の確保等の観点に配慮しつつ、指名競争入札を見直すとともに、一般競争入札の拡大に務める	国土交通省 公共投資関係省庁 総務省
	14年度中に措置	多様な入札方式の試行を踏まえ、工事の種類、規模、地域特性等を踏まえた本格的実施に向け、指針等の作成等を行う	国土交通省



とを示すものと考えられます) に対して、『不良不適格業者の排除や適正な施工の確保等の観点に配慮しつつ、指名競争入札を見直すとともに、一般競争入札の拡大に努める(表 1 参考)』が明記されたところ。これらのことから、国土交通省としても「競争性を高める入札方式の試行」に関して何らかの施策の実行が求められていました。

2

具体的内容

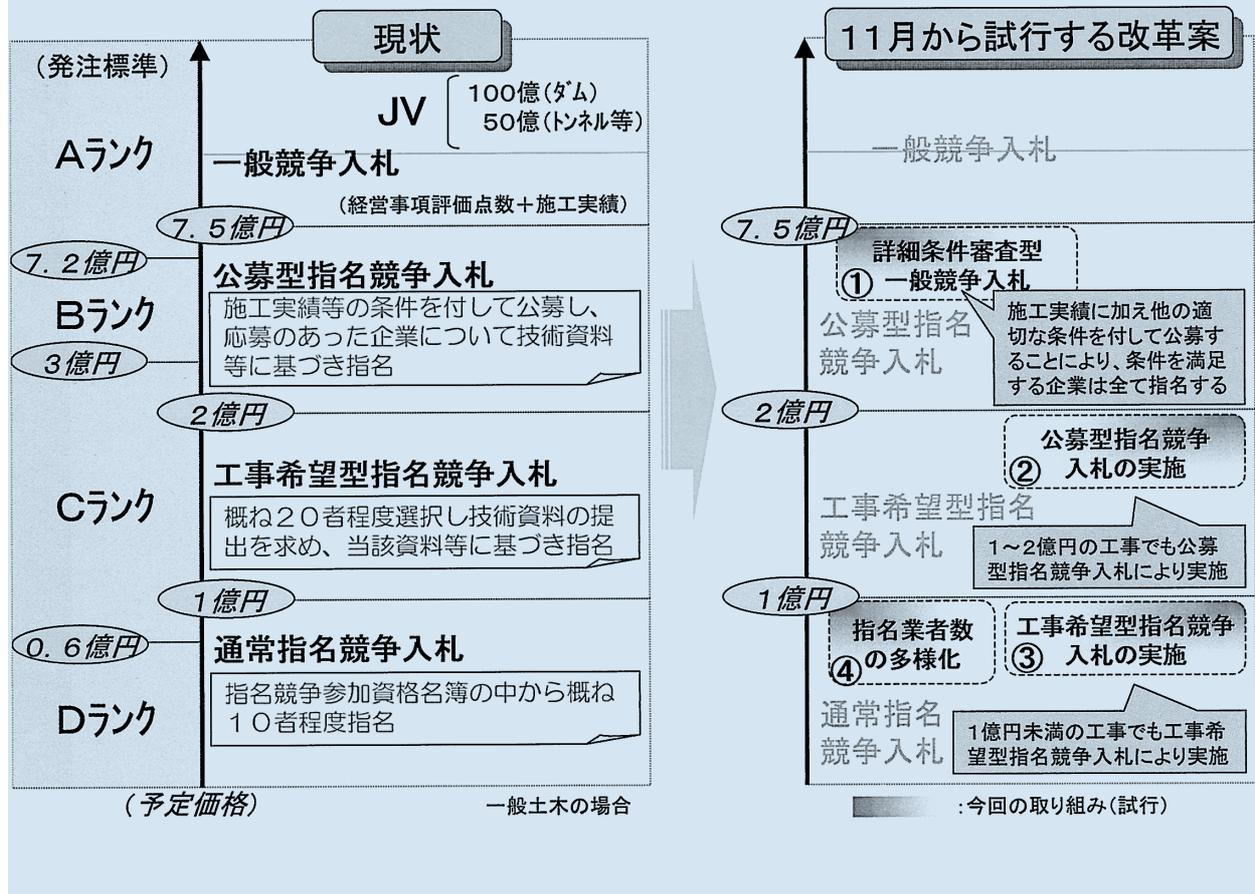
そこで国土交通省としては、10月26日第24回経

済財政諮問会議の席上、扇大臣が「競争性を高める入札方式の試行」として四つの試行を明らかにしました。以下に四つの具体内容(図 1 参考)を示しますが、これらは11月から試行しているものです。

(1) 詳細条件審査型一般競争入札

これは、手続き的には公募型指名競争入札によることとしていますが、実際は公募条件ということで条件を提示し、この条件を満足する公募者は必ず指名を行い入札に参加していただくという、実質的には「制限付き一般競争入札方式」を実施するものです。なお、この際に付する条件として

図 1 入札契約制度における競争性の向上に向けて
～多様な入札・契約方式についての実験的取り組み～



は、これまで国で7億5,000万円以上の一般競争入札で実施しているWTO適合の内外無差別、最小限の技術的条件(企業の工事实績,技術者実績)だけでなく,これ以外にも工事成績や安全面(過去の工事事故状況)等の詳細な条件を付して公募していただくこととしています。本年度の実施件数につきましては,各地方整備局2~3件程度,全国で20件程度試行する予定です。

(2) 公募型指名競争入札の拡大

これは,現在原則として2億円以上7億5,000万円未満で実施している公募型指名競争入札方式を工事希望型指名競争入札で実施している1億円以上2億円未満の工事に適用させようとするものであり,本年度全国で50~60件程度実施することとしています。

(3) 工事希望型指名競争入札の拡大

これは,現在原則として1億円以上2億円未満で実施している工事希望型指名競争入札方式を通常の指名競争入札で実施している1億円未満の工事に適用させようとするものであり,本年度全国で20件程度実施することとしています。

(4) 指名業者数の多様化

これは,1億円未満の工事で実施している通常の指名競争入札の工事において,現在概ね10社程度指名していたものを少ないものでは数社程度から多いものでは数十社まで指名するなど文字どおり指名業者数を多様化させるものです。なお実施件数につきましては,本年度50件程度実施する予定です。

なお,これらの実施に当たっては,通達「新たな入札手続き,方法による工事の施工について(平成13年10月31日付 大臣官房地方課長,技術調査課長,営繕計画課長)」でその内容を規定しているところです。



3 今後について

今回の試行に限らず,国土交通省が実施している入札契約方式に関する試行ではその評価が重要と考えています。特に今回の試行のうち詳細条件審査型一般競争入札については,制限付きとはいえ一般競争入札の拡大の可能性を検討するものがあります。公共工事は当然ながら税金を用いて実施されているものであり,その品質の確保は低廉な価格で提供されるということと同程度に重要な要素であります。ところで,一般競争入札方式は,誰でもが事前に示された条件を満足しさえすれば競争に参加できるため,透明性・競争性は高い一方で,品質の確保すなわち不良不適格業者の排除,適正な施工体制の確保という面では課題を有する入札方法です。そこで一般競争入札方式の採用の拡大には品質の確保状況を確認することが重要であると考えています。また,当初の目的であった競争性の拡大状況についても同様に確認することが必要と考えています。他の三つの試行の評価も同様な視点から実施し,これら評価を適切に行いながら今後の入札契約方式をどのようなものにしていくかについて検討していきたいと考えています。

また,総合規制改革会議(議長:宮内義彦オリックス会長)においても重点6分野以外に競争政策というカテゴリーの中で入札方式のことが検討され,一般競争入札の拡大等が明記されました。このように入札方式については多様な場所で議論されるようになっていきますので,国土交通省としても今回の試行を始め積極的な取り組みを実施したいと考えています。